

戸建て木造住宅の耐震化を支援します

令和8年度 南阿蘇村戸建て木造住宅耐震改修等事業について

〈問い合わせ〉建設課 建設係 ☎0967 (67) 3178



村HP



お知らせ

村では地震に強いまちづくりを目指し、戸建て木造住宅の耐震性を向上させるため、一定の条件を満たす戸建て木造住宅の総合支援メニュー(一括工事)・耐震改修設計・耐震改修工事・建替え設計工事・耐震シェルター工事・耐震診断の費用の一部を補助します。この機会にご自宅の耐震化について、ご検討ください。

各補助メニュー共通の要件

- ①村に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
 - ②在来軸組構法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築された地上階数が3階以下のもの
 - ③平成12年5月31日以前に着工したものまたは平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの
 - ④住宅の所有者かつ居住者で、村税の滞納のない人
- ・要件は主要なものを抜粋しています。詳細についてはお問い合わせください。

●補助メニュー一覧

補助メニュー	個別要件	補助率	補助金の額
①総合支援メニュー 耐震改修設計から耐震改修工事まで総合的に実施するものの補助	耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの	90%以内	最大 157.5万円
②耐震改修設計	共通要件のみ	2/3以内	最大 20万円
③耐震改修工事	耐震診断の結果、倒壊の危険性があるもの	50%以内	最大 60万円
④建替え設計工事 耐震性がない住宅を解体し、同じ敷地での建替え工事費の補助	耐震診断の結果、倒壊の危険性があるもので、省エネ基準などに適合した住宅を建築すること	90%以内	最大 157.5万円
⑤耐震シェルター工事 家屋が倒壊しても一定の空間を確保するための耐震シェルターの設置費の補助	耐震診断の結果、倒壊の可能性があり、または大規模半壊以上の被災をしている住宅	50%以内	最大 20万円
補助メニュー	個別要件	自己負担の額	
⑥耐震診断 戸建て木造住宅の耐震診断を行うための耐震診断費用の補助	他の補助制度などによる補助金の交付を受けて耐震診断を行っていないもの	3,000円程度	

- ・熊本県の耐震診断士派遣制度が令和2年度に終了したため、南阿蘇村の派遣制度を3年度より創設しました。
- ・令和9年度は、①総合支援メニュー④建替え設計工事の補助金の額が最大107.5万円となる予定です。
- ・提出書類やその他詳しいことは、事前に建設課へお問い合わせください。

令和8年度事業受付期限：9月30日(水)(土・日・祝日を除く)

危険ブロック塀など安全確保支援事業のお知らせ

令和8年度も継続して本事業を実施します。この事業は倒壊の恐れがある危険なブロック塀などを除去し、道路通行者などの安全を確保する事業となっています。

〈主な事業要件など〉

- ・通学路・避難路などに指定された道路に面した倒壊の恐れがある危険ブロック塀(道路面より80cm以上の高さがあり、倒壊の恐れがあるもの)
- ・除去工事費用を最大20万円補助します。
- ・除去工事と併せてフェンスなど代替施設の設置をされる場合は、別途最大5万円まで補助します。
- ・その他要件がありますので建設課建設係へご相談ください。